

県営常盤南駐車場月極枠

申 込 書

年 月 日

氏名 又は法人・団体名			
法人・団体の場合、 担当者氏名			
ご連絡先	TEL		FAX
メールアドレス			

【申込内容】

月極台数	台 <u>注) 5台までとします。</u>
車両車種	

申込みに当たっては下記条件をご確認の上、了承していただいた旨と理解し受理いたします。

1. 位置 長崎市常盤町 県営常盤南駐車場
2. 期間 令和7年4月1日より利用開始
3. 使用料 月額：1台につき 19,217円(税込)
別途発送する請求書により納入すること、指定口座へのお振込
4. 使用許可条件
 - ・使用に際しては、指定管理者の指示に従うこととします。
 - ・第三者に利用の権利を譲渡し、又は担保に供し転貸してはならないこととします。
ただし、個人の場合はその同居する家族、及び法人又は組合が許可を受けその社員又は組合員が利用する場合には、転貸とはみなしません。
 - ・使用許可条件に違反した場合、使用料を滞納した場合及び駐車場用地が売却できた場合は、許可期間といえども、本許可を取消し、又は制限することがある。これがために使用者において損害を被ることがあっても指定管理者は責を負わない。なお、既納の使用料については、還付しないものとします。
 - ・パスカードを紛失、もしくは汚損、毀損した場合は、速やかに管理事務所へ連絡のうえ、パスカードの再発行を受けること。ただし、再発行が使用者の責によると認められる場合（長期使用による磁気等の消耗等は除く）は、パスカードの実費の1,100円（税込）

は使用者に請求することとします。

- ・パスカード利用者のための特定の駐車場所は設けていないため、満車の場合は、一般の時間駐車場車両と同様に在庫待ちをすることとします。
- ・指定管理者は、許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) 施設及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。

「水辺の森公園管理事務所」

〒850-0843

住所：長崎県長崎市常盤町1番60号常盤ターミナルビル101号

施設管理者名称：長崎パークマネジメント共同事業体

Tel. 095-801-2822 FAX 095-801-2823

メールアドレス：mizube@nagasaki-p.com